

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1	府 省 庁 名 内閣府	
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 ☒ 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日本学術会議法（令和七年法律第 70 号）の成立により、令和 8 年 10 月 1 日に法人化される日本学術会議（以下「学術会議」という。）における安定的な財政基盤の確保に向けて、必要な税制上の所要の措置を講じるもの。 （※）下記に記載のない法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税関係については、令和 7 年度要望にて要望済み。 ・ 特例措置の内容 ①寄附税制 法人化後の学術会議においては、財源の確保の手段の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定しており、個人・法人からの学術会議への寄附にインセンティブを付与したく、個人・法人が行った寄附への特例措置・非課税措置を要望する。 ②収益事業の範囲に関する要望 法人化後の学術会議においては、調査研究等の受託事業を財源の確保の手段の一つとして行うことを想定しているが、同事業を法人税法上の収益事業から除くため、私立大学等の研究受託にかかる特例除外と同様の措置を要望する。		
（関係条文）	①寄附税制関係 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号（法人住民税）、第 37 条の 2 第 1 項第 3 号（個人住民税）、第 72 条の 23 第 1 項（事業税）、第 292 条第 1 項第 3 号（法人住民税）、 第 314 条の 7 第 1 項第 3 号（個人住民税）、地方税法施行令第 21 条の 3 第 1 項（事業税） ②収益事業の範囲に関する要望 地方税法第 701 条の 34 第 2 項・第 7 項（事業所税）、地方税法施行令第 56 条の 22（事業所税）		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 学術会議は、「日本学術会議法」(令和七年法律第 70 号)の施行により、令和 8 年 10 月 1 日より特殊法人となる予定である。 日本学術会議法において、法人化後の学術会議は、「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的」としている。 (2) 施策の必要性 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、学術会議の知見や役割はますます重要になってきている。 こうしたなか、学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めることを目的とした「日本学術会議法」が第 217 回国会で成立し、令和 8 年 10 月 1 日の同法施行に伴い、学術会議は特殊法人となる。 同法は、審議の過程において、衆議院内閣委員会では、附帯決議案が提出され、この案の中では、「(略)日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。」とされているところ、賛成多数をもって、同法案に対して附帯決議を付することが決した(「日本学術会議法案に対する附帯決議」(令和 7 年 5 月 9 日衆議院内閣委員会))。また、参議院内閣委員会においても、同趣旨の決議が採択されたところ(「日本学術会議法案に対する附帯決議」(令和 7 年 6 月 10 日参議院内閣委員会))。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)」においても、「日本学術会議が、新法に基づき、学術の向上発達と社会課題の解決への寄与に向けて機能強化を進めることを支援する。」とされている。 法人化後の学術会議では、学術の振興を目的とした、個人・法人からの寄附を受け付けるなどし、財源の多様化を図ることを検討しているところ、以上のような経緯をも踏まえ、学術会議に対する個人・法人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】27. 日本学術会議 【施策】32. 日本学術会議に関する施策の推進
		政策の達成目標	我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	法人化後の学術会議に対し寄附を行った個人や法人が税制上の優遇を受けられることは、寄附にインセンティブを付与する効果が期待される。また、法人化後の学術会議が行う調査研究等の受託事業が収益事業から除外されることで、法人設立当初に十分な収益があげられない場合であっても、少ない収益が法人税の支払により圧迫されることがないため、財政面での自律を促進する効果が期待される。 以上の効果は、法人化後の学術会議の安定的な財政基盤の確保に資することとなり、その独立性や自律性が確保された状態で、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという学術会議の目的を達成することが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 学術会議への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税控除を要望（所得税法第 78 条）。 【法人税】 学術会議への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置を要望（法人税法第 37 条）。 【相続税】 学術会議へ相続財産を贈与した場合は、特定公益増進法人に対する贈与として相続税の課税価格の計算の基礎への不算入を要望（租税特措法第 70 条第 1 項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 8 年度日本学術会議関連予算の概算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「日本学術会議法」では、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」とされている。一方で、学術会議が、財政基盤を多様化し、自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの 1 つであるとされていることから、国の予算措置に加えて、寄附

			金等により、法人の活動に必要な資金を確保することで、学術の向上発達を図るとともに、その独立性や自律性が確保された状態で、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することが可能になる。
		要望の措置の 妥当性	財政基盤を多様化し、自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの1つであるとされているが、税制上の措置を講じることで、学術会議が学術の向上発達を図るとともに、その独立性や自律性が確保された状態で、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという政策目的が、果たされるので妥当である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—